



厚生労働省福島労働局 発表

平成 30 年 8 月 31 日

担  
当

福島労働局雇用環境・均等室  
室 長 佐藤 央子  
室 長 補 佐 田村美登理  
労働紛争調整官 葛西 翠  
電話 024 (536) 4609

## 総合労働相談件数は 17,254 件

5 年連続 1 万 5 千件超, 内容別では「いじめ・嫌がらせ」が 3 年連続トップ

福島労働局（局長 森戸和美）は、このたび、平成 29 年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」及び「男女雇用機会均等法, 育児・介護休業法及びパートタイム労働法の相談状況」について取りまとめましたので、公表します。

### 「平成 29 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」のポイント

→詳細は別添 1 へ

総合労働相談件数は前年度と比べ減少, 助言・指導申出, あっせん申請の件数は増加。  
総合労働相談件数は 1 万 7,254 件で, 5 年連続で 1 万 5,000 件超え。

1. 総合労働相談件数	17,254 件	(前年度比 - 0.5%)
→うち, 民事上の個別労働紛争相談件数	5,696 件	(同 + 2.1%)
→うち, 紛争状態にある相談件数	658 件	(同 - 1.1%)
2. 助言・指導申出件数	57 件	(同 + 67.6%)
3. あっせん申請件数	55 件	(同 + 14.6%)

### 「平成 29 年度男女雇用機会均等法, 育児・介護休業法及びパートタイム労働法の相談状況」のポイント

→詳細は別添 2 へ

セクシュアルハラスメントの相談は 162 件, 妊娠・出産, 育児・介護休業を理由とするハラスメントと不利益取扱いを合計すると (いわゆるマタハラ等) は 367 件。

相談総数	1,166 件	(前年度比 - 49.0%)
1. 男女雇用機会均等法に係る相談件数	335 件	(同 + 1.8%)
→うち, セクシュアルハラスメント	162 件	(同 + 4.5%)
妊娠・出産等ハラスメント	34 件	(同 + 21.4%)
妊娠・出産等不利益取扱い	73 件	(同 + 30.4%)
2. 育児・介護休業法に係る相談件数	809 件	(同 - 57.7%)
→うち, 育児・介護ハラスメント	87 件	(同 + 480.0%)
育児・介護不利益取扱い	173 件	(同 + 13.1%)
3. パートタイム労働法に係る相談件数	22 件	(同 - 47.6%)

※ ハラスメントとは, 上司・同僚による就業環境を害する行為。  
不利益取扱いとは, 事業主による妊娠・出産等を理由とする解雇, 降格などの取扱いを言う。

# 個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

## 総合労働相談コーナー

都道府県労働局及び労働基準監督署等に設置 | 県内10か所

### 平成29年度 総合労働相談件数

**1万7,254件**

うち、○法制度の問い合わせ (8,752件)

※1

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの (5,451件)

○民事上の個別労働紛争相談件数 (5,696件)

内訳

① いじめ・嫌がらせ… 1,466件

※1

② 自己都合退職… 1,319件

③ 解雇… 826件

### 関係機関

- 都道府県
  - ・労政主管事務所
  - ・労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

情報提供  
連携

取次ぎ

労働基準監督署  
公共職業安定所 等

関係法令に基づく  
行政指導等

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

## 労働局長による助言・指導

○申出件数 (57件)

内訳

① いじめ・嫌がらせ… 26件

※1

② 解雇… 10件

③ 出向・配置転換… 5件

○処理件数 (57件) ※2

助言・指導の実施 (56件)

取下げ (1件)

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

## 紛争調整委員会によるあっせん

○申請件数 (55件)

内訳

① 解雇… 20件

※1

② いじめ・嫌がらせ… 17件

③ 賠償… 12件

申請

○処理件数 (55件) ※2

合意の成立 (15件)

取下げ (4件)・打ち切り (36件)

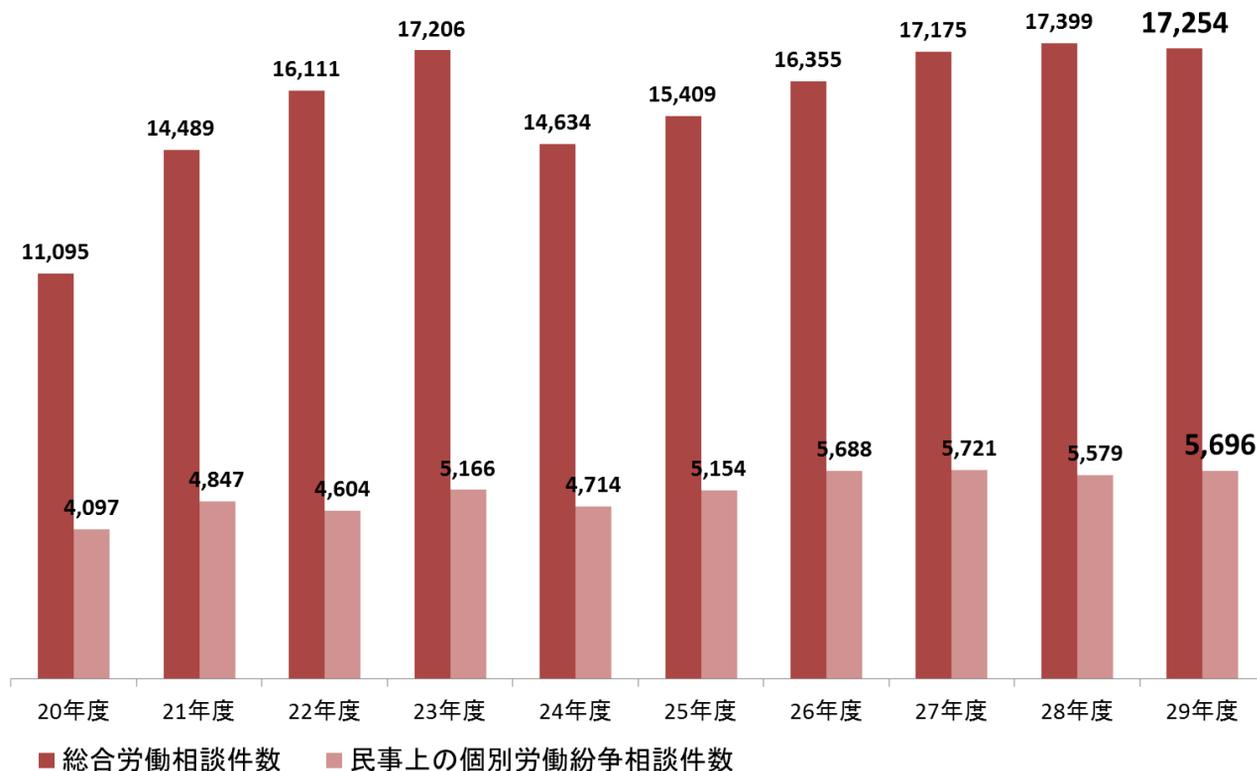
※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

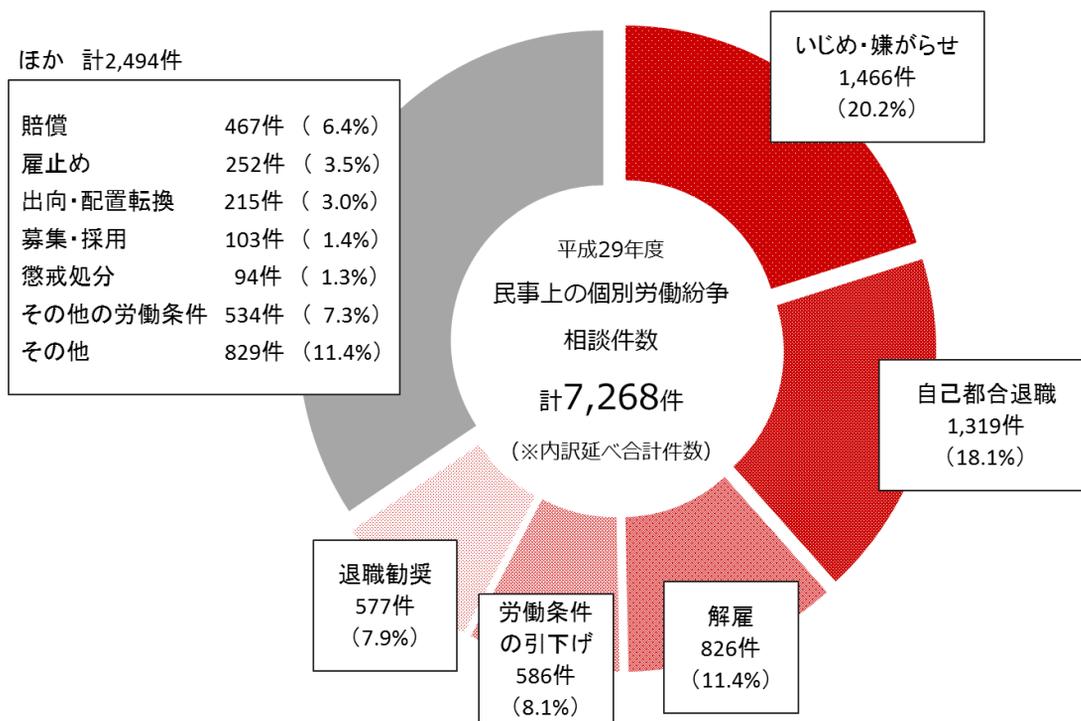
# 平成29年度個別労働紛争解決制度の運用状況

## 1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移

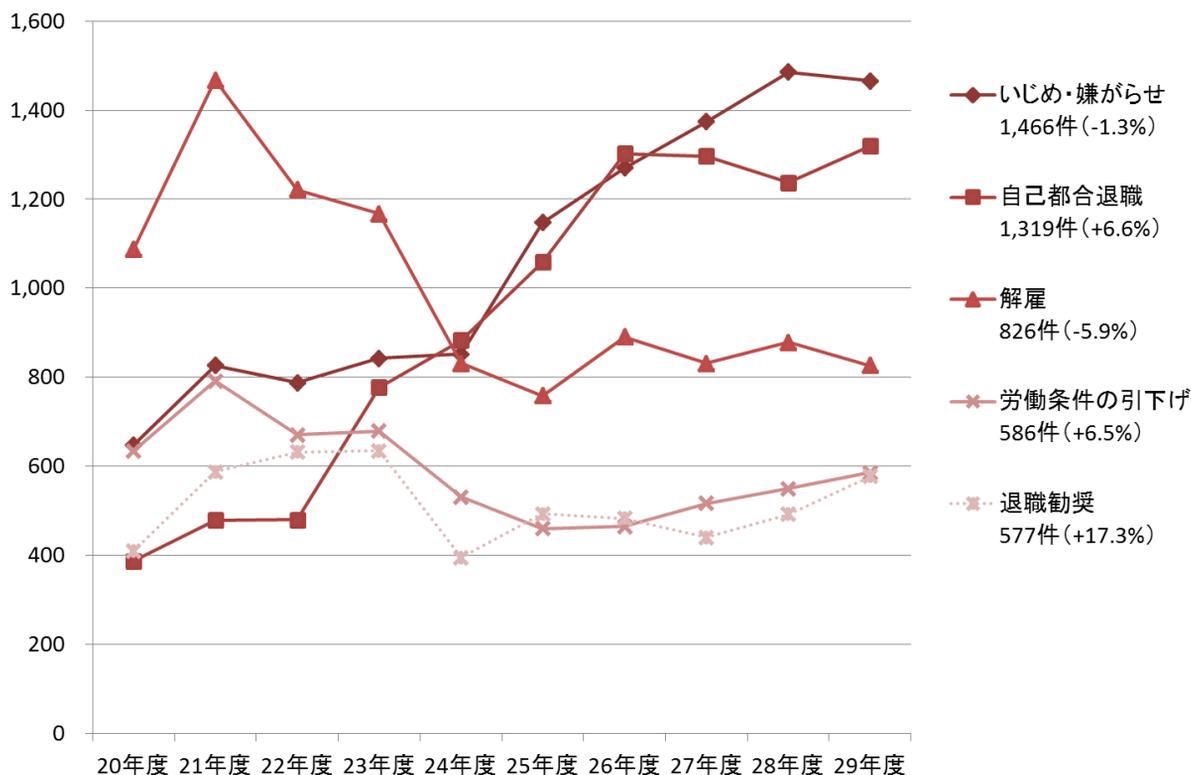


## (2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

## (3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



※ ( ) 内は対前年度比。

#### (4) 除染関係の総合労働相談件数

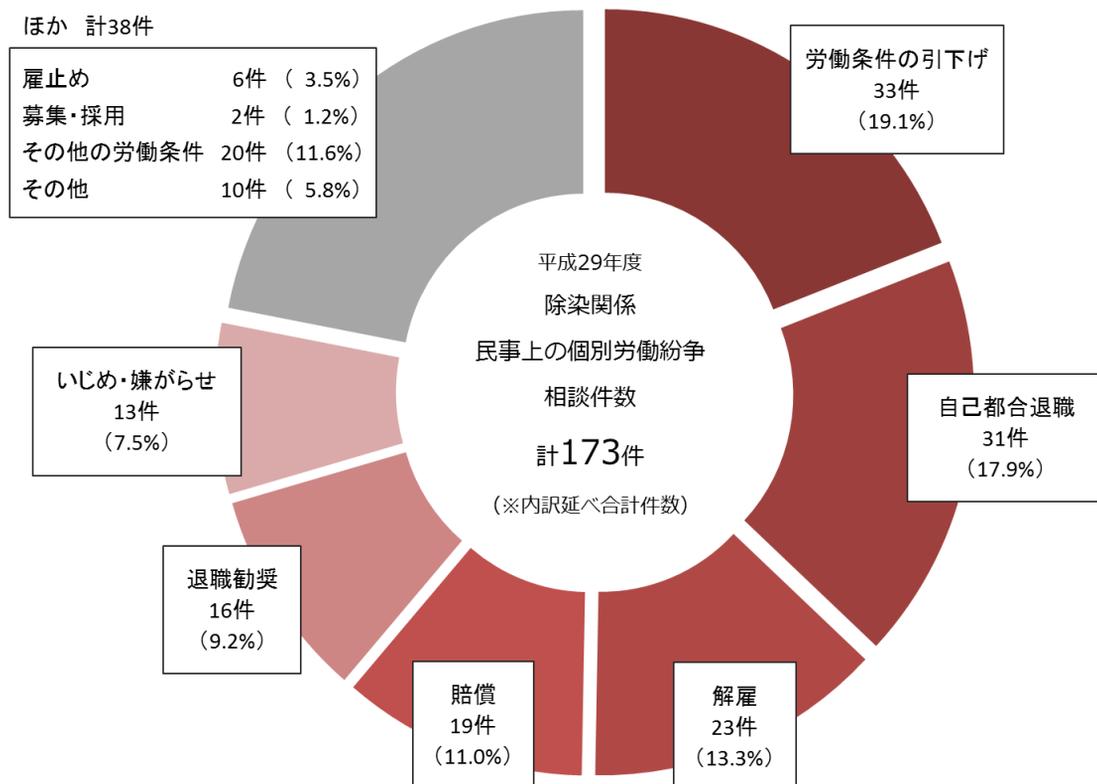
### 除染関係の総合労働相談件数

618件

(前年度 1,755件)

民事上の個別労働紛争相談件数	144件	※1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。
それ以外の相談件数	681件	

#### (5) 除染関係の民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

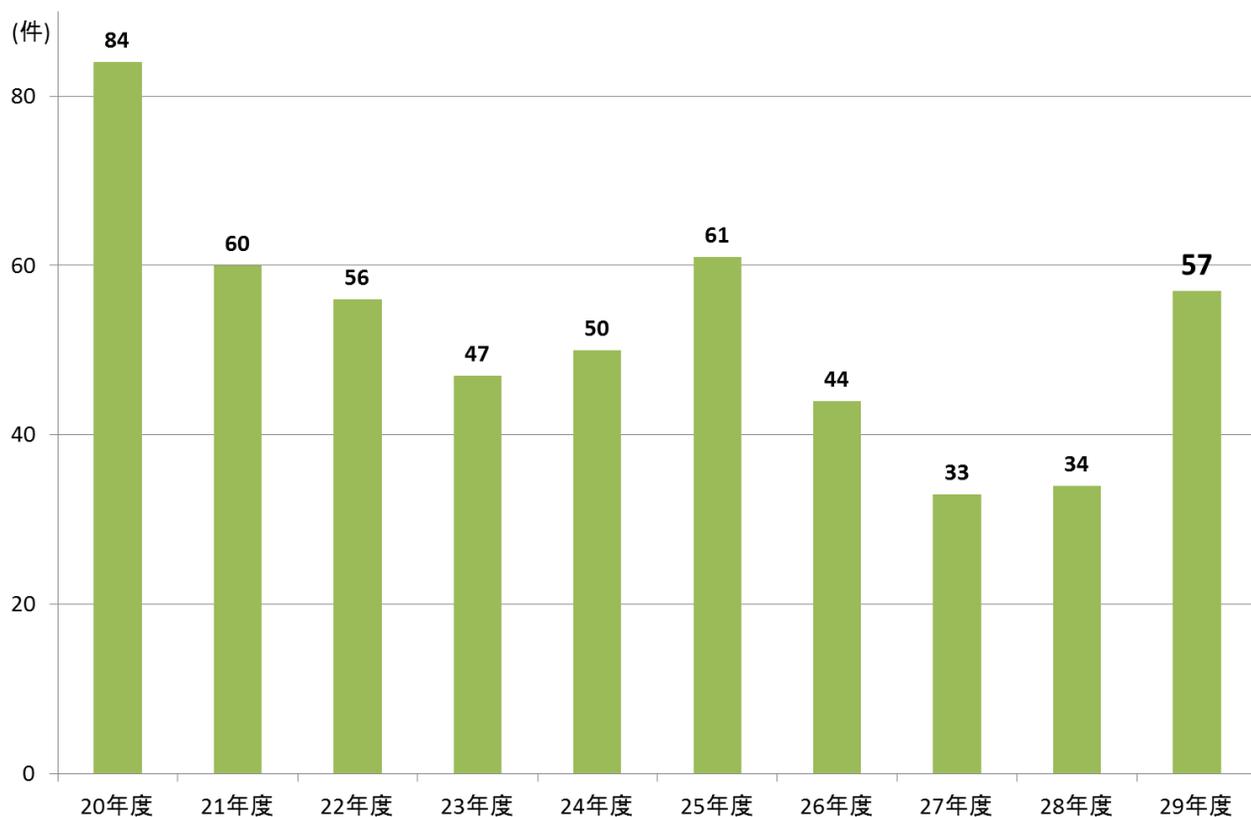


※ %は相談内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

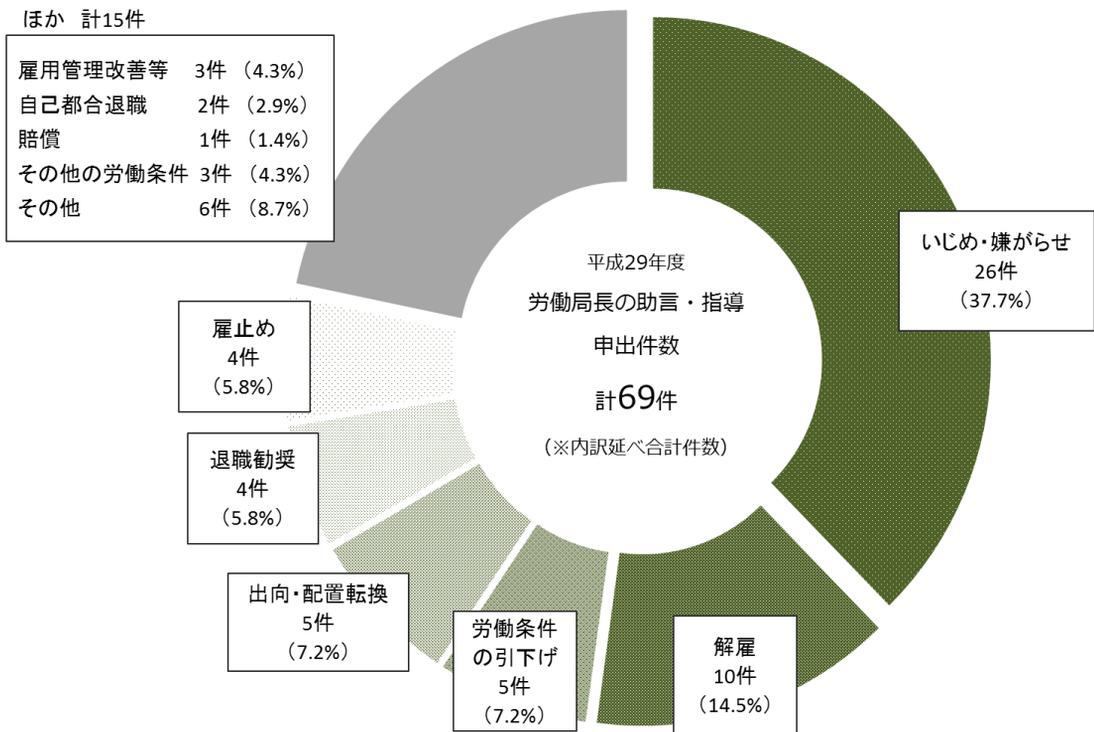
# 平成29年度個別労働紛争解決制度の運用状況

## 2 助言・指導

(1) 申出件数の推移

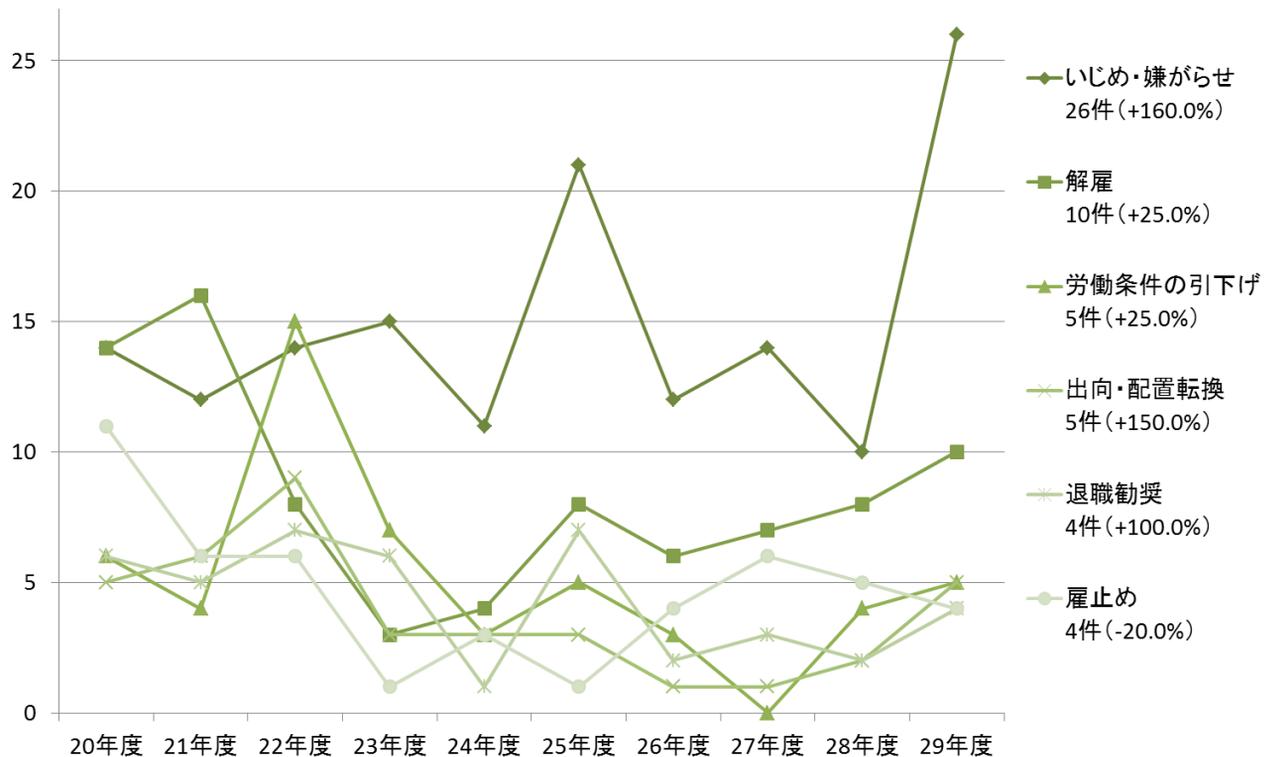


## (2) 申出内容別の件数



※ ( )内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したものの。

## (3) 主な申出内容別の件数推移(10年間)



※ ( )内は対前年度比。

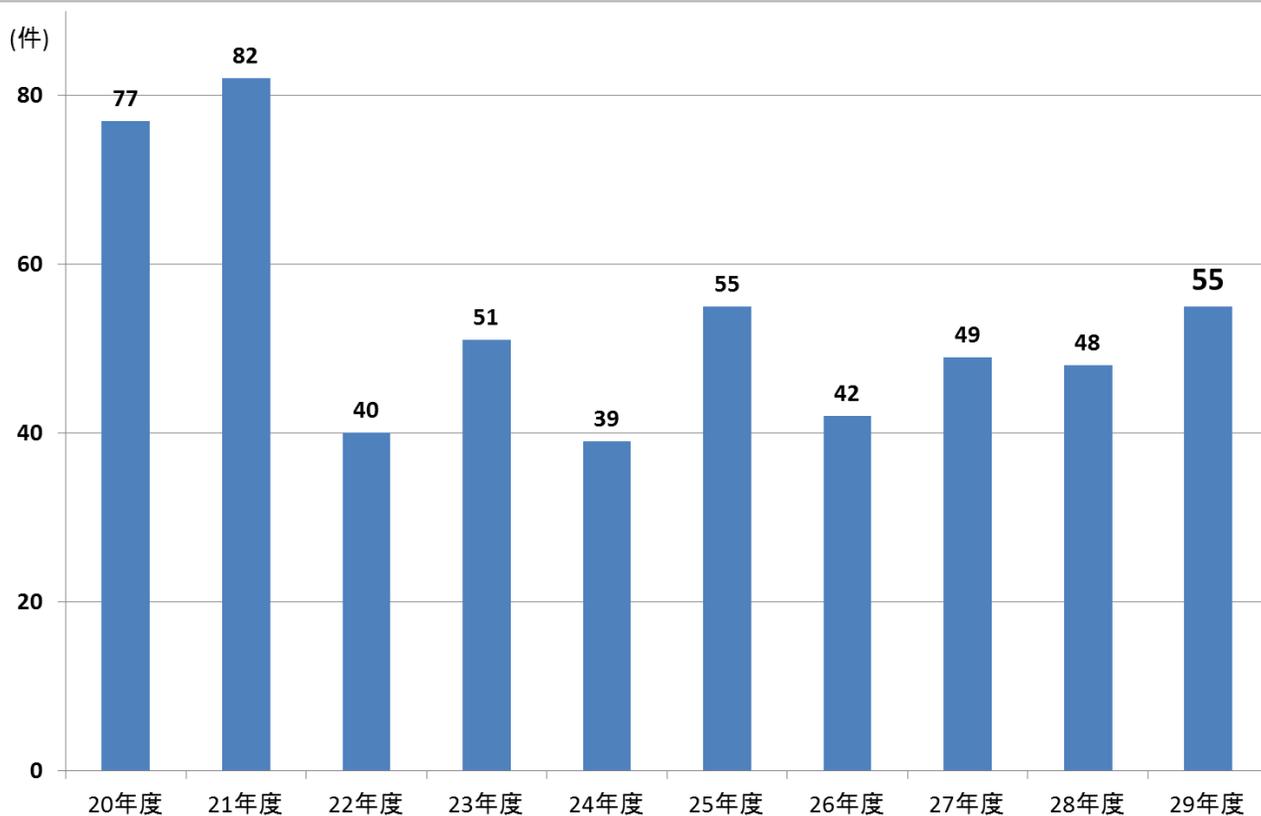
## (4) 助言・指導の事例

事例1	いじめ・嫌がらせに係る助言・指導
事案の概要	<p>申出人は、パート労働者として勤務しているが、同僚から物を投げられる、「殺すぞ」と恫喝される、また、所属の上司から「会社を辞めろ」等の発言を浴びせられる等、度重なる嫌がらせ行為を受けた。</p> <p>耐え切れず、所属の責任者に相談し、改善を求めたが対応してくれなかった。</p> <p>今後も継続勤務を希望するため、<u>配置転換と職場環境の改善を求めたい</u>として、助言・指導を申し出た。</p>
助言・指導の内容・結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業主に対し、<u>上司等の行為はパワーハラスメントの提言で示されている類型に該当する可能性があり、会社の責任が問われる可能性があることから、パワーハラスメント有無について調査し、必要な対応を行うこと及び解決に向けて申出人と話し合うなどの対応をとるよう助言</u>した。</li><li>・ 助言に基づき、事業主が調査及び話し合いが行われ、申出人は配置転換の上、継続勤務することとなった。</li></ul>
事例2	労働条件の引下げに係る助言・指導
事案の概要	<p>申出人は、正社員労働者として勤務していたが、突然パートタイム労働者への労働条件変更と配置転換を通知された。</p> <p>一方的な労働条件の不利益変更のため、考えさせてほしいと求めたが拒否された。</p> <p>配置転換には応じてもいいが、経済的に厳しい状況となるため、<u>パートタイム労働者への条件変更については応じられない</u>として、助言・指導を申し出た。</p>
助言・指導の内容・結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業主に対し、<u>労働者の合意なく一方的に、正社員からパートタイム労働者へ変更することは、労働契約法第8条に抵触する可能性があることを説明し、申出人とよく話し合うよう助言</u>した。</li><li>・ 助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われ、今回の措置は一定期間勤務状況を確認し、その結果、正社員に改めて転換する余地があるものであることを事業主が説明したところ、申出人は納得し、労働条件変更に合意した上で、継続勤務することとなった。</li></ul>

# 平成29年度個別労働紛争解決制度の運用状況

## 3 あっせん

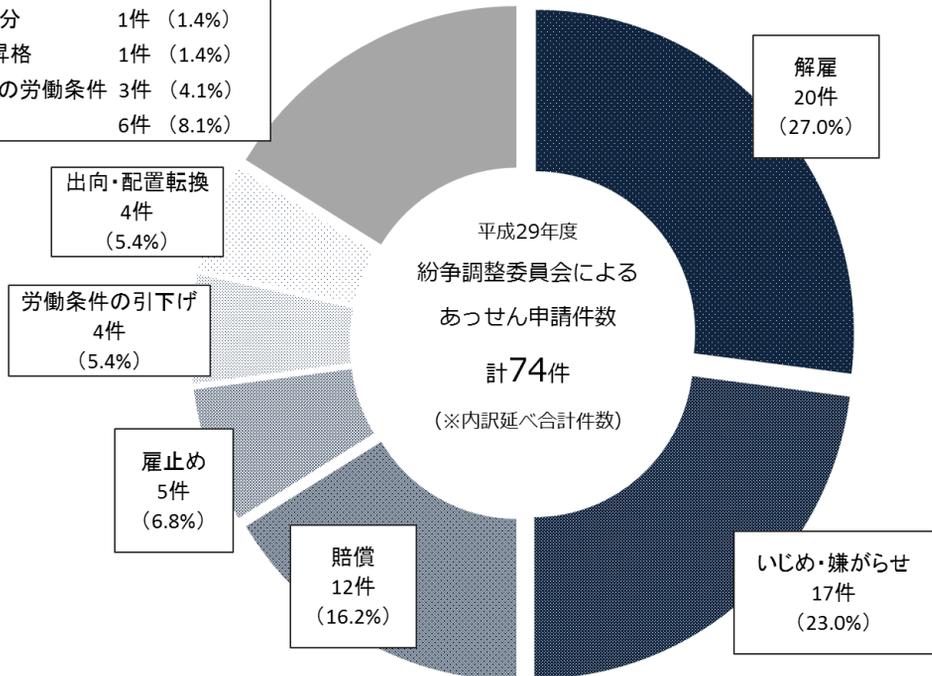
(1) 申請件数の推移



## (2) 申請内容別の件数

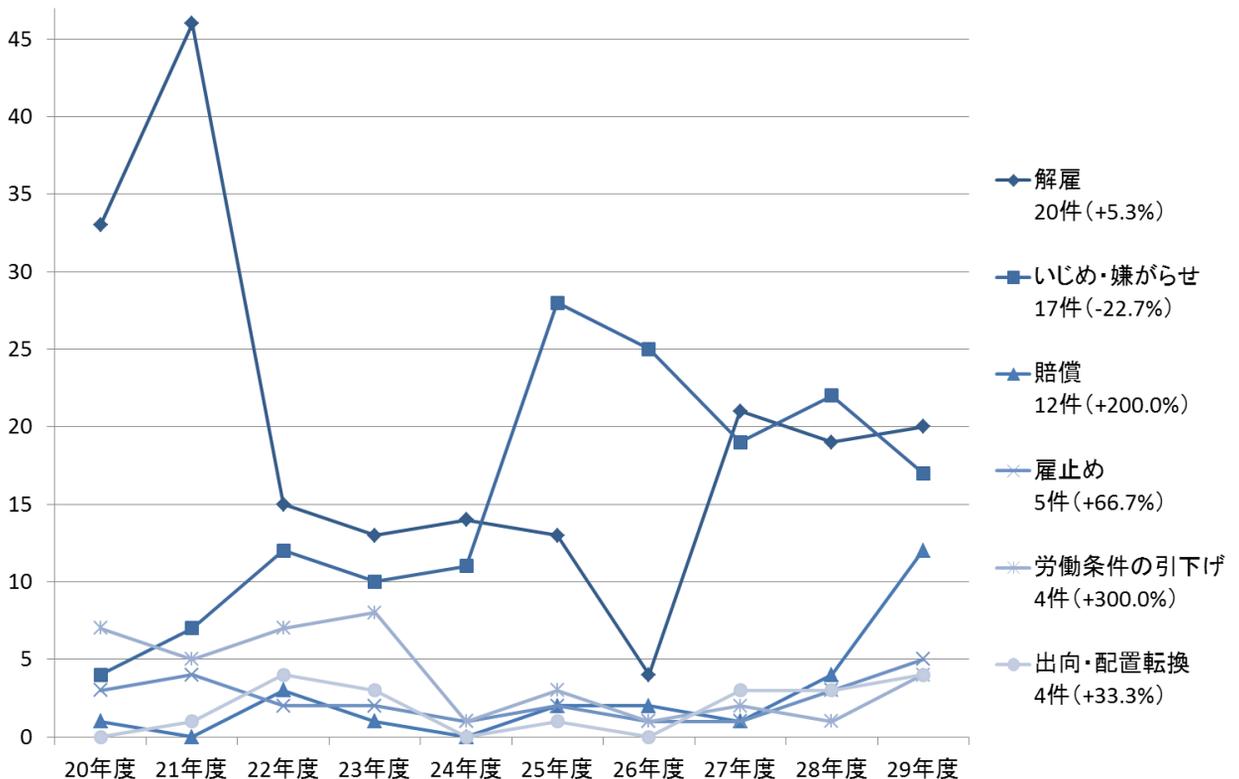
ほか 計12件

退職勧奨	1件 (1.4%)
懲戒処分	1件 (1.4%)
昇給・昇格	1件 (1.4%)
その他の労働条件	3件 (4.1%)
その他	6件 (8.1%)



※ ( )内は申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申請内容を件数として計上したものである。

## (3) 主な申請内容別の件数推移(10年間)



※ ( )内は対前年度比。

## (4) あっせんの事例

事例1	解雇に係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、パート労働者として勤務したが、勤務態度不良を理由とする解雇を通知された。</p> <p>申請人としては解雇理由に納得できず、不当解雇であると考え、会社に対して<b>解雇による精神的苦痛及び当面の生活補償として50万円の支払いを求めたい</b>として、あっせんを申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は、申請人は同僚間でのトラブルを複数回発生させていること、再三の指導にもかかわらず無断欠勤をすること、業務指示に従わないことを解雇の理由として挙げ、解雇の正当性を主張した。</li><li>・ これを受けて、あっせん委員が被申請人に対し、解雇理由の正否は判断できないが、迅速な解決に向けて歩み寄りを促したところ、<b>解決金として20万円</b>支払うことで合意が成立し、解決した。</li></ul>
事例2	いじめ・嫌がらせに係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、正社員労働者として勤務したが、事業主等から対応しきれない業務量を押し付けられる、毎日のように暴言を言われる、挨拶を無視される等の嫌がらせを受けていた。</p> <p>事業主に改善を求めたが改善には至らず、その結果、適応障害となり、休業を余儀なくされ、出勤状況不良のため解雇された。</p> <p><b>事業主等からの嫌がらせ及び離職による精神的・経済的損害に対し、200万円の慰謝料を求めたい</b>として、あっせんを申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、申請人に対する嫌がらせ行為の有無や適応障害発症の原因について、双方の意見に相違があり、被申請人は会社の対応に問題ないと考えているが、紛争の長期化を避けるため、一定の解決金を支払う意向を示した。</li><li>・ あっせん委員が双方譲歩可能な解決策を調整した結果、<b>解決金として40万円</b>支払うことで合意が成立し、解決した。</li></ul>

# 総合労働相談コーナーのご案内

受付時間：9:00～16:30

福島総合労働相談コーナー	〒960-8021 福島市霞町1-46 (福島労働基準監督署内)	TEL 024-536-4610
郡山総合労働相談コーナー	〒963-8025 郡山市桑野2-1-18 (郡山労働基準監督署内)	TEL 024-922-1370
いわき総合労働相談コーナー	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 (いわき労働基準監督署内)	TEL 0246-23-2255
会津総合労働相談コーナー	〒965-0803 会津若松市城前2-10 (会津労働基準監督署内)	TEL 0242-26-6494
須賀川総合労働相談コーナー	〒962-0834 須賀川市旭町204-1 (須賀川労働基準監督署内)	TEL 0248-75-3519
白河総合労働相談コーナー	〒961-0074 白河市郭内1-124 (白河労働基準監督署内)	TEL 0248-24-1391
喜多方総合労働相談コーナー	〒966-0896 喜多方市諏訪91 (喜多方労働基準監督署内)	TEL 0241-22-4211
相馬総合労働相談コーナー	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68 (相馬労働基準監督署内)	TEL 0244-36-4175
富岡総合労働相談コーナー	〒979-1112 双葉郡富岡町中央2丁目104 (富岡労働基準監督署内)	TEL 0240-22-3003
福島労働局総合労働相談コーナー	〒960-8021 福島市霞町1-46 (福島労働局雇用環境・均等室内)	TEL 024-536-4600 フリーダイヤル(労働者のみ) 0800-8004611

# 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の相談状況

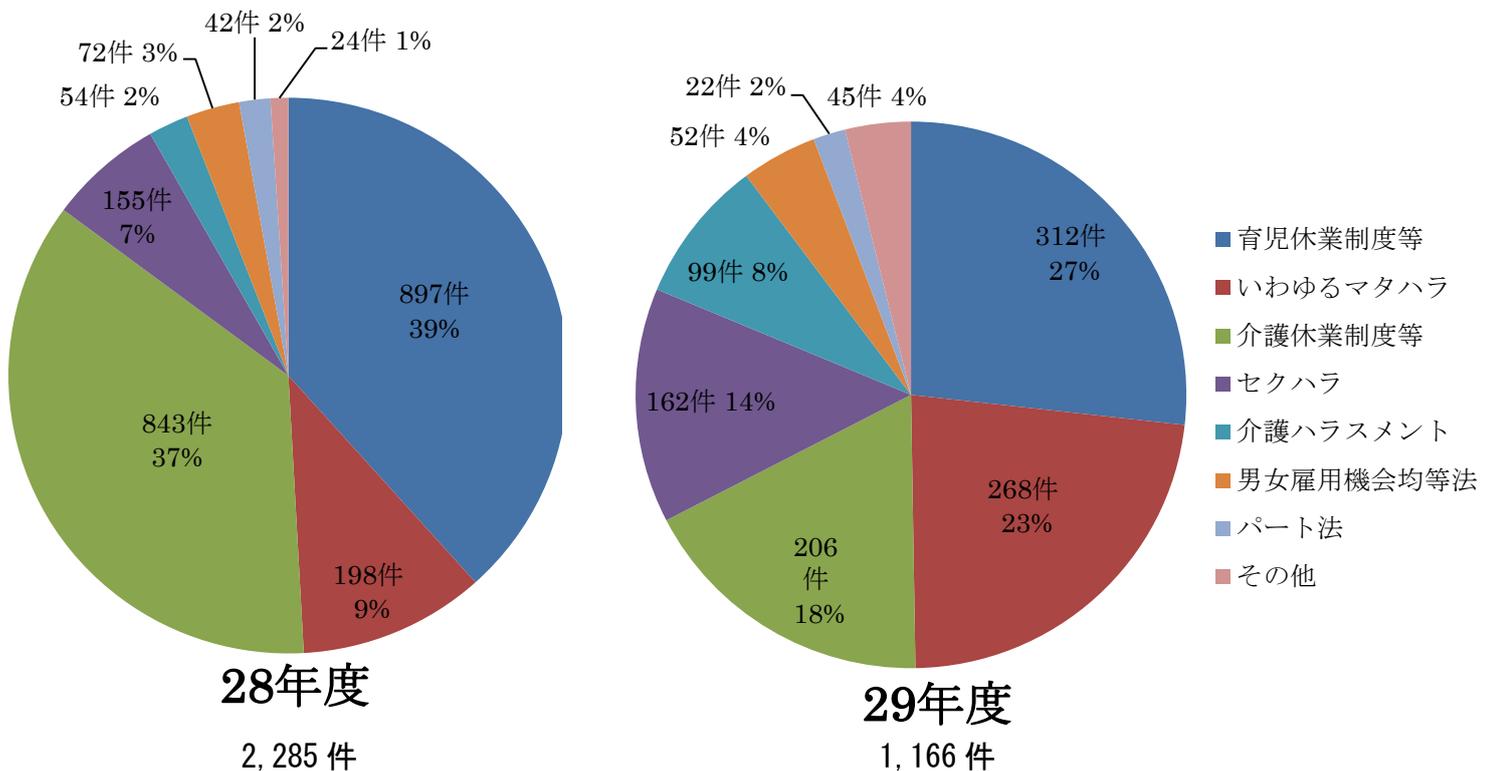
## 1 件数

<b>相談総数</b>	<b>1, 166件</b>
(1) 男女雇用機会均等法に係る相談件数	<b>335件</b>
うち、セクシュアルハラスメント	162件
妊娠・出産等ハラスメント	34件
妊娠・出産等不利益取扱い	73件
(2) 育児・介護休業法に係る相談件数	<b>809件</b>
うち、育児ハラスメント	50件
介護ハラスメント	37件
育児不利益取扱い	111件
介護不利益取扱い	62件
(3) パートタイム労働法に係る相談件数	<b>22件</b>

\*ハラスメントとは、上司・同僚による就業環境を害する行為。不利益取扱いとは、事業主による妊娠・出産等を理由とする解雇、降格などの取扱いを言う。

## 2 相談内容の状況

相談の内訳は、育児休業制度等に関する相談が多く、次いでいわゆるマタハラ（不利益取扱い含む）、介護休業制度等の相談となった。ハラスメント（セク・マタ・介護、不利益取扱い含む）相談は、529件と全体の45.4%となった。（28年度461件、全体の20.1%）



### 3 是正指導等の状況

雇用環境・均等室では、企業の雇用管理の改善を目的として、計画的に事業場訪問を行い、各企業の雇用管理制度とその運用実態を把握し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法上問題のある場合は、是正指導を行っている。

平成29年度の事業場訪問数と助言を行った事業場数は下表のとおりである。

【 表 是正指導状況 】 (件)

是正指導関係	訪問事業場数	助言を行った事業場数
男女雇用機会均等法関係	168	153
育児・介護休業法関係	163	151
パートタイム労働法関係	179	166
計	510	470

労働者、事業主のみなさまへ

# 職場のトラブル解決 サポートします

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく

3つの制度のご案内



解雇

雇止め

賃下げ

いじめ

など

簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス

いつでも気軽に  
総合労働相談コーナーをご利用ください

「総合労働相談コーナー」の所在地は厚生労働省ホームページにてご案内しています

総合労働相談コーナー



厚生労働省ホームページからは

トップページ上端の紺色の帯

お問合せ窓口

「総合労働相談コーナーへ」とお進みください

# 職場でのトラブルでお困りのみなさまへ

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」といいます。)が多くなっています。

紛争の最終的解決手段としては裁判制度がありますが、これには長い時間と多くの費用がかかってしまいます。

こうした個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の紛争解決援助サービスを行っています。利用は無料です。

職場のトラブルでお困りのときは、ぜひご利用ください。

▶ 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

▶ 都道府県労働局長による助言・指導

▶ 紛争調整委員会によるあっせん

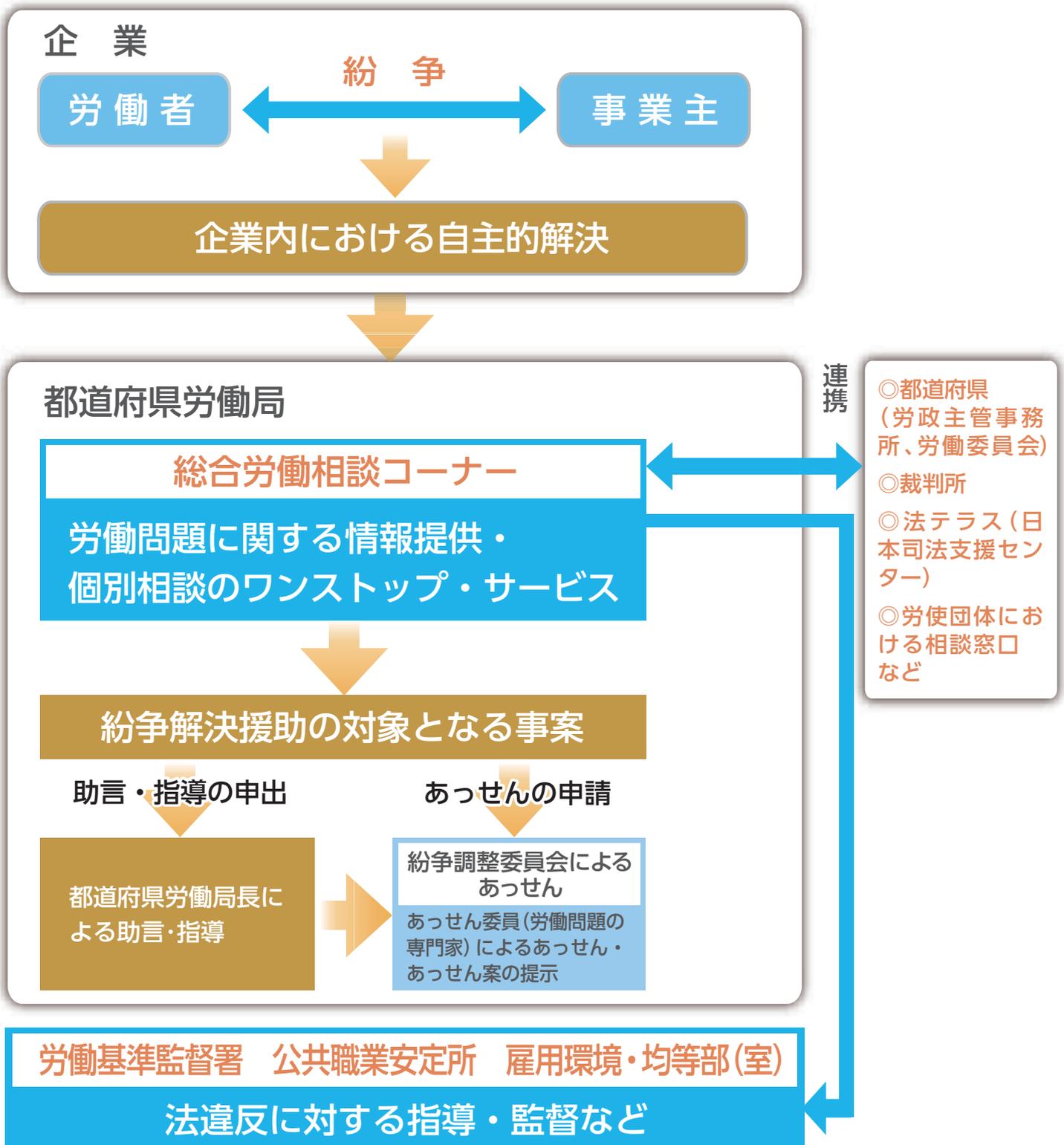
## 目次

1. 個別労働紛争解決システムの概要	1
2. 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談	2
3. 都道府県労働局長による助言・指導	2
4. 紛争調整委員会によるあっせん	3
5. 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)内 総合労働相談コーナー一覧	4

# 職場でのトラブル解決を無料でサポートする制度があります

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、次の3つの制度が用意されています。個々の労働者と事業主との間のトラブル(個別労働紛争)でお困りのときは、ぜひこれらの制度をご利用ください。

## 1 個別労働紛争解決システムの概要



## 2 総合労働相談コーナーにおける 情報提供・相談

個別労働紛争の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づいて発生したものが多くみられます。こういった場合は、労働問題に関する情報を入手したり専門家に相談をすることで、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決することができます。

このため、各都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署などに「総合労働相談コーナー」を設置し、総合労働相談員を配置しています。

総合労働相談コーナーでは、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げといった労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

## 3 都道府県労働局長による助言・指導

「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

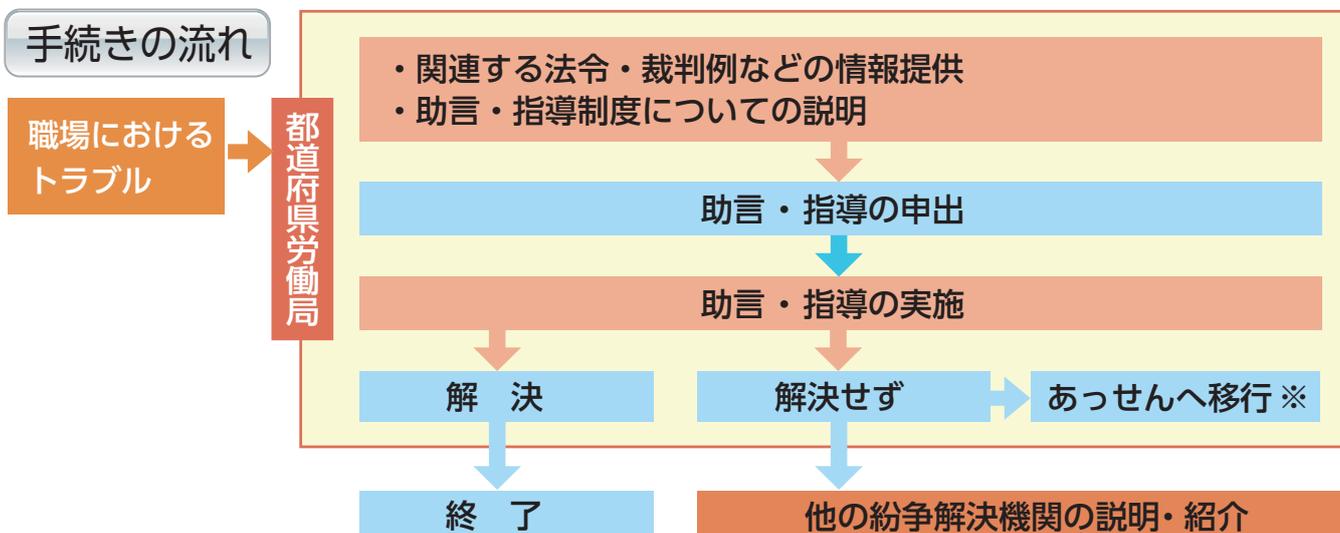
法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強制するものではありません。

対象となる紛争の範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争です。

### 具体的には…

- ① 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争
- ② いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争
- ③ 会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争
- ④ 募集・採用に関する紛争
- ⑤ その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社の所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争 など

### 手続きの流れ



※助言・指導を行うも紛争の解決に至らなかった場合、他の解決手段としてあっせん手続きや他の機関の制度を利用することが可能ですが、あっせん申請するにあたって、必ずしも、その前段階の手続きとして助言・指導の手続きが必要となるわけではありません。

## 4 紛争調整委員会によるあっせん

### ▶ あっせんとは

紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には、両者に対して、事案に応じた具体的なあっせん案を提示します。

### ▶ 紛争調整委員会とは

弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員の中から指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

### ▶ 紛争調整委員会によるあっせんの特徴

- ① **対象となる紛争**……………労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争が対象となります。(募集・採用に関するものは対象となりません。)
- ② **手続きが迅速・簡便**……………長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便です。
- ③ **専門家が担当**……………弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家である紛争調整委員会の委員が担当します。
- ④ **利用は無料**……………あっせんを受けるのに費用は一切かかりません。
- ⑤ **合意の効力**……………紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、受諾されたあっせん案は民法上の和解契約の効力をもつこととなります。
- ⑥ **非公開(秘密厳守)**……………あっせんの手続きは非公開であり、紛争当事者のプライバシーは保護されます。
- ⑦ **不利益取扱いの禁止**……………労働者があっせんの申請をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

#### 手続きの流れ

#### ➔ あっせんの申請

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(4ページ参照)、最寄りの総合労働相談コーナーに、あっせん申請書を提出

- ① 都道府県労働局長が、紛争調整委員会へあっせんに委任
- ② あっせんの開始通知  
あっせん参加・不参加の意思確認
- ③ あっせん期日(あっせんが行われる日)の決定、あっせんの実施

あっせん委員が

- ・ 紛争当事者双方の主張の確認、必要に応じ参考人からの事情聴取
- ・ 紛争当事者間の調整、話し合いの促進
- ・ 紛争当事者双方が求めた場合には両者に対して、事案に応じた具体的なあっせん案の提示

などを行います。

合意の成立などにより  
紛争の迅速な解決

合意できない場合、打ち切り

他の紛争解決機関の  
説明・紹介

# 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)内 総合労働相談コーナー 一覧

(平成30年1月1日現在)

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 9階	011-707-2700
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎2階	017-734-4211
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3002
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8226
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階	024-536-4600
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階	029-277-8295
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-634-9112
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4677
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー 16階	048-600-6262
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2303
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1608
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3501
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階	076-432-2740
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-3363
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11 4階	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎2階	026-223-0551
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階	058-245-8124
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-1212
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	052-972-0266
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階	059-226-2110
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階	077-522-6648
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3221
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-7660-0072
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 15階	078-367-0850
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1020
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9 鳥取労働局庁舎2階	0857-22-7000
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7009
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9296
山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0398
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎2階	087-811-8924
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5208
高知	780-8548	高知市南金田1-39 労働総合庁舎4階	088-885-6027
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4764
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階	0952-32-7167
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階	095-801-0023
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-0110
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-6060

(H30.2)

